

第4章 脆弱性評価

I 評価の枠組みと手順

第2章に掲げた基本目標と守口市の地域特性を踏まえ、内閣官房国土強靱化推進室策定の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」(令和元年6月)に基づき、大規模自然災害(地震、風水害(台風、豪雨))に対する脆弱性評価を行うこととし、基本計画を参考に、以下7つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなるものとして、27の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定する。

起きてはならない最悪の事態		
基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限に図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 風水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態
		1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食糧等の供給不足
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される	3 大規模自然災害発生直後から必要な行政機能は確保する	3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2 市庁機能の機能不全
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	
III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1 上水道等の長期間にわたる供給停止
		5-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		5-3 地域交通ネットワークが分断する事態
IV. 迅速な復旧復興	6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 市街地での大規模火災の発生
		6-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
		6-3 防災施設、雨水幹線、排水ポンプの崩壊・機能不全による二次災害の発生
		6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な被害
	7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-4 鉄道・道路の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

II 評価の実施

具体的には、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現在、各関連計画に位置づけられている施策を中心に精査し、各個別施策ごとの課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価した。その結果、今後推進すべき取組みを次章に記載する。